あなたが残したいもの・伝えたい思いは何ですか？

www.o-souzoku.net

その日は突然やってくる

相続について考える

平成２７年４月号

司法書士藤井真司事務所
〒810-0072
福岡市中央区長浜２丁目５番
港ビル 203 号
TEL：092-713-4900
司法書士　：　藤井　真司

新年度が始まりました。急に暖かくなったこともあって、桜は満開になりましたが、今月前半の雨で散ってしまいそうです。新年度は様々な制度が変わるのですが、いろんな料金が上がるようです。デフレからの脱却で、ゆるやかなインフレに変わることの、一つの現象でしょうが、庶民の財布には痛いですね。特に長い間デフレに馴らされてきたので堪えます。

さて、このコラムも５年目に突入しました。“相続について考える”きっかけになればと思って続けています。

相続はどなたにも起こる問題です。なぜなら、人間は生まれて、社会の中で生活し、そして死んでゆくという逃れられないサイクルがあるから、すべての人に起こることなのです。財産のみにスポットを当てた相続だと、関係ない人が出てくるかもしれませんが、実際は財産だけでなく、もっと大きな広い意味でとらえ、亡くなった方の想いも相続出来ると素晴らしいと思います。

誰でも、いつか、誰かの大切なものを受け継ぎ、そして、自分の大切な何かを誰かに引き継いでもらう日は、必ずやってくることを・・・・

遺言による整理。

今回の相談者は、大西正彦さん（仮名・６０歳）で、５年程前に妻幸代さんを病気で亡くされました。二人の子供さんは、長女の洋美さんと長男の敏男さんです。半年前に現在の奥さんである恭子さんと再婚されています。

大西さんは、公正証書で遺言書を残したいという相談で、その時の証人２人を当事務所にお願いにいらっしゃいました。その依頼を受諾したうえで、遺言書の内容を見せてもらってとても感激したのです。

その内容は、大西さんの人生の節目（２度の結婚）を考えてきちんと整理されていたのです。最初の結婚である幸代さんとの間の子供さんたちには、幸代さんを最後まで懸命にお世話をした長女洋美さんに幸代さんから遺された預貯金を含めて不動産を相続させることとし、大西さんが元々持っている不動産は、代を繋ぐ意味を込めて、長男敏男さんに相続させると書いてありました。また、再婚した恭子さんには、現在暮らしているマンションと再婚後に貯めた預貯金を、生活が困らないようにと相続させるという内容でした。つまり大西さんの人生の歩みの中で、それぞれの人の出会いに想いを馳せて、今ある財産を配分されているのをみて、私は、遺される人に対する深い愛情を感じました。これで、もめる相続人はいないであろうと思いました。

この遺言書は財産だけでなく、大西さんの想いも盛り込んだ見事なものでした。

遺言書を書くというのは、自分の財産の整理とも言えます。遺言者だけでなく、亡くなった後の相続人に対しても大きな安心を遺せるのではないでしょうか。

ここでちょっと豆知識

法定相続分は次の通り

配偶者と子	２分の１・２分の１
配偶者と直系尊属	３分の２・３分の１
配偶者と兄弟姉妹	４分の３・４分の１

遺留分は、法定相続分の２分の１

ただし、直系尊属のみの場合は３分の１

兄弟姉妹には遺留分はありません。